

令和7年度 奈良県共同募金助成要領

令和7年度共同募金助成金は、「社会福祉法人 奈良県共同募金会 共同募金助成要綱」（以下、「要綱」という。）に基づくほか、本要領により助成する。

第1 助成年度

令和7年度共同募金助成金は、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）に実施する事業に対して助成する。

第2 助成財源

令和7年度一般募金及び歳末たすけあい募金を主な助成財源とし、総合的に調整を図りながら、助成決定は財源別に行う。

第3 助成概要

1 助成対象事業

（1）助成対象事業は、要綱第2条第2項に規定する事業とし、主に申請事業の対象エリア等を基準に広域助成と地域助成に区分する。

（2）助成対象事業については、次の6分野を重点助成分野とする。

なお、①から⑤は全国の共同募金会共通の重点助成分野であり、⑥は奈良県独自の重点助成分野とする。

- ① 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
- ② 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
- ③ 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援
- ④ 災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援
- ⑤ 生活に困難を抱える人たちへの緊急支援
- ⑥ 福祉のこころ芽生える人づくりへの支援

2 広域助成

（1）広域助成は、主に全県的又は複数の市町村域にまたがって行われる事業及び先駆的に行われる事業に対して、奈良県共同募金会（以下、「本会」という。）が助成種別・審査基準等を定め助成を行う。

（2）本県における地域福祉課題を解決する活動のテーマを指定して寄付金を集める「テーマ型募金（使途選択募金）」については、本会が別に基準等を定め助成を行う。

3 地域助成

地域助成は、地域の福祉課題解決のため、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）及び各市町村域内でその他の社会福祉を目的とする事業を行う団体が実施する事業に対して、市町村共同募金委員会（以下「市町村共募」という。）が助成（「テーマ型募金（使途選択募金）」による助成を含む）を行う。

財源は、本会から交付する地域福祉配分金とし、助成に係る種別・基準等については、各市町村共募が共同募金助成全体の整合性を図りながら定める。

4 歳末たすけあい募金による助成

歳末たすけあい募金（NHK歳末たすけあい及び地域歳末たすけあい）による助成については、別途定められる全国共通の実施要項等の主旨に沿って重点助成する。

ただし、NHK歳末たすけあい募金による助成は、本会が定める広域助成の種別・基準等により行う。

また、地域歳末たすけあい募金による助成は、各市町村共募が種別・基準等を定め行う。

5 その他の助成

- (1) 使途指定寄付金による助成
- (2) 民間団体等からの寄付金による助成
- (3) 社会福祉法第 118 条に規定する準備金で 3 年が経過した取崩金による助成

第4 広域助成種別

次の 1 から 5 までの 5 つの種別により助成する。

助成に関し、本要領に記載のない詳細については、別途令和 7 年度 奈良県共同募金会 広域助成要項領及び令和 7 年度 奈良県共同募金助成 広域助成申請に係る審査基準において定める。

1 事業経費助成

(1) 対象事業

主に次の事業を対象とする。

- ① 地域住民の理解と協力を得ながら、公的制度では対応できない福祉サービスを提供する事業
- ② 施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ③ 地域住民や福祉等関係者などを対象とした各種啓発、研修等の事業
- ④ 地域福祉の課題を解決するために関係団体と連携して行う事業
- ⑤ 地域福祉、更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業にかかる備品購入事業
- ⑥ 県内福祉団体等が県内で開催する全国大会及び近畿ブロック大会
- ⑦ 機関誌・広報誌発行事業（ただし、会員・構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業に限る）

(2) 助成割合及び助成限度額

助成割合は助成対象経費の 4 分の 3 以内（千円未満切り捨て）とし、助成限度額は 50 万円とする。

2 赤い羽根小地域福祉活動応援助成

(1) 対象事業

次のいずれにも該当する事業を対象とする。ただし、食事提供を主たる目的とする事業を除く。

- ① 単一市町村域内において活動している団体（市町村社協、自治会等地縁組織を除く）が実施する事業（※）

※本助成の対象は、自治会や小学校区などの徒歩エリア等、いわゆる「小地域」内での活動だけでなく、単一の市町村域内であれば、複数の「小地域」にまたがった活動も対象。

- ② 市町村共募からの助成（市町村社協を通しての助成を含む）を受けることができない事業
- ③ 上記第 3 の 1 の（2）に定める重点助成分野に該当する事業
- ④ 社会的に認知されにくい課題又は認知されていても支援が届きにくい課題の解決のための事業

本助成においては、申請時点で 1 年以上の活動実績がない団体の事業も対象とする。

(2) 助成限度額

助成限度額は単一課題（高齢者支援のみ等）に取り組む事業は 20 万円（通常型）とし、複合課題（子ども支援＋高齢者支援等）に取り組む事業は 30 万円（複合型）とする。

ただし、支出済額が助成上限額を下回る場合は当該金額（千円未満切り捨て）。

(3) 助成期間

助成決定した事業については、連続 3 年間は優先的に助成する。ただし、前年度の事業の実績及び成果に基づき、優先的助成の有無を判断する。

3 施設・設備整備費助成

(1) 対象事業

- ① 地域福祉、更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業を実施するための建物の増改築・修繕、及び設備を整備する事業。
- ② 本助成の申請にあたっては、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建物又は相当期間（概ね5年以上）と認められる貸借契約により民間から借用する建物において、借主が修繕等の義務を負っていることの書面契約が交わされている場合に限る。

(2) 助成割合及び助成限度額

助成割合は助成対象経費の4分の3以内（千円未満切り捨て）とし、助成限度額は150万円とする。

4 災害ボランティア・防災・減災活動助成

(1) 防災・減災活動助成

- ① 対象事業
単一市町村域内において活動している団体（市町村社協、自治会等地縁組織を除く）が実施する事業。
- ② 助成限度額
助成限度額は10万円とする。
ただし、支出済額が助成上限額を下回る場合は当該金額（千円未満切り捨て）。

(2) 災害ボランティア・防災・減災活動に関する地域ネットワーク支援助成

- ① 対象事業
助成対象事業を実施する地域防災ネットワーク団体又は現在ネットワーク未設置だが、地域の複数の団体での協働により実施する団体（いずれも主体に社会福祉協議会を含むことは可能）が実施する事業。
- ② 助成限度額
助成限度額は25万円とする。
ただし、支出済額が助成上限額を下回る場合は当該金額（千円未満切り捨て）。

(3) 災害時ボランティア活動用備品整備助成

- ① 対象事業
市町村社協が実施する災害ボランティアセンター活動において、ボランティア等が使用する備品を整備する事業。
- ② 助成割合及び助成限度額
助成割合は助成対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とし、助成限度額は10万円とする。

(4) その他

本助成の申請については、他の分野との複数申請は可能とする。

5 共同募金運動啓発助成

(1) 車両整備助成

- ① 対象事業
地域福祉、更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業に日常的に使用する車両や公的な制度の中で実施する社会福祉事業において、利用者の処遇向上のために日常的に使用する車両（原則として新車）を整備する事業。
- ② 助成割合及び助成限度額
助成割合は助成対象経費の4分の3以内（千円未満切り捨て）とし、助成限度額は150万円とする。
- ③ 助成対象事業の欠格要件
本助成においては、要綱第3条の(4)は適用しない。

(2) 特別助成

解決すべき喫緊の福祉課題、地域課題に対する取り組みで、共同募金運動にも好影響をもたらす事業について、別途助成要領及び審査基準を定めて助成する。

6 社会福祉協議会助成

(1) 奈良県社会福祉協議会

① 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業、特に福祉の専門性を高める研修や、市町村社会福祉協議会・施設・団体・住民が抱える今日的課題を全県的視野で解決するために行う諸事業。

② 助成割合及び助成限度額等

ア 申請できる事業数は5事業までとし、事業ごとの助成割合は4分の3以内（千円未満切り捨て）とする。

イ 助成限度額は、5事業合わせて350万円とする。

(2) 市町村社会福祉協議会

① 車両整備助成

ア 対象事業

市町村社協の事業に日常的に使用し、かつ共同募金運動の推進強化を図るために使用する車両（原則として新車）を整備する事業。

イ 助成割合及び助成限度額

助成割合は助成対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）とし、助成限度額は75万円とする。

② 福祉のこころ芽生える人づくり助成

ア 対象事業

子どもたちに対する福祉教育の一環として実施する各種講座や体験・交流学习等、自分が暮らすまちの福祉課題を知るための事業。

イ 助成割合及び助成限度額

助成割合は助成対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とし、助成限度額は30万円とする。

③ 共同募金運動啓発助成

ア 対象事業

市町村社協が新たに実施する共同募金運動啓発助成。

イ 助成限度額

助成限度額は10万円とする。

ただし、支出済額が助成上限額を下回る場合は当該金額（千円未満切り捨て）。

(3) 助成対象事業の欠格要件

本助成においては、要綱第3条の（5）は適用しない。

7 助成割合の特例について

第4 広域助成種別の1.事業経費助成、3.施設・設備整備費助成、5.共同募金運動啓発助成について、下記（1）から（3）に該当する団体への助成割合は、助成対象経費の5分の4以内（千円未満切り捨て）とする。ただし、助成種別毎に助成限度額あり。

（1）新規申請団体（令和3年度以降に共同募金助成を受けていない団体を含む）

（2）令和7年4月1日時点において、設立から3年以内の団体

（3）令和6年度決算における繰越金が令和7年度予算における年間事業活動費の3か月未満の団体

第5 募金目標額及び助成額の算出並びに計画策定

1 一般募金目標額等の算出

過年度助成実績及び喫緊の助成ニーズを勘案し、奈良県内で必要とする金額を適切に見積り、助成方針に基づき一般募金目標額を設定する。

その際、市町村共募の広域募金目標額は、募金年度開始前の1月1日現在の市町村別世帯数、人口等を基礎に市町村共募ごとの目標値を設定する。そのうえで、各市町村共募は、地域募金目標額（運動推進費を含む）を設定する。

2 歳末たすけあい募金目標額の算出

NHK歳末たすけあい、地域歳末たすけあいともに、助成ニーズを勘案し、実施主体が募金目標額を設定する。

その際、各市町村共募は、地域歳末たすけあい募金目標額に運動推進費を算入することができる。

3 広域助成額及び地域助成額の算出

(1) 広域助成額

第5の1で設定した市町村共募の広域募金目標額に本会の広域募金実績額を加えた額から、運動推進費を減じた額とする。

(2) 地域助成額

市町村共募の募金実績額から広域募金目標額及び運動推進費を減じた額とする。

(3) 例外

自然災害等やむを得ない事情により、例年どおりの募金活動が実施できなかった場合は、上記(1)及び(2)によらず、状況に応じて検討し、助成額を算出する。

4 助成計画の策定

(1) 県全体の助成計画策定

本会は、上記1の一般募金目標額の算出と並行して県全体の助成計画を策定し、広域助成の種別計画及び地域助成の市町村別助成計画額を示す。

(2) 共同募金推進計画の策定

各市町村共募は、上記(1)で示される市町村別助成計画額を基礎に、募金計画及び助成計画（共同募金推進計画）を別に指定する日までに本会へ報告する。

(3) 募金実績額に基づく助成計画の調整

募金運動終了後、募金実績額の確定に合わせて助成計画を調整する。その際、各市町村共募においては、本会が示す確定した地域助成額を基礎にした助成計画を調整するとともに、別に指定する日までに本会へ報告する。

第6 助成申請及び助成決定、助成金の交付等

1 助成申請の受付

助成を受けようとする団体等は、毎年度本会が定める日までに、様式1「令和7年度（令和8年度実施事業）奈良県共同募金助成申請書」に関係書類を添えて本会に提出しなければならない。

2 助成の決定

(1) 事務局において申請内容を審査（必要に応じ、現地調査やヒアリング等を実施）したうえで、配分委員会における助成案の審議を経て、理事会及び評議員会において決定する。

(2) 上記の決定にあたっては、特定の活動分野に偏ることなく、様々な地域活動を支援できるよう配慮する。

(3) 助成決定又は非決定については、申請者に通知書により通知する。

3 助成事業の変更

助成決定を受けた団体等が、やむを得ない理由により事業内容を変更する必要がある場合は、様式2「令和7年度（令和8年度実施事業）奈良県共同募金助成変更申請書」により申請し、事前に本会の承認を受けなければならない。

4 助成決定後の手続き

- (1) 助成決定を受けた団体等は、事業完了後1か月以内に様式3「令和7年度（令和8年度実施事業）奈良県共同募金助成完了報告書」及び様式4「令和7年度（令和8年度実施事業）奈良県共同募金助成金交付請求書」を本会に提出する。

本会は完了報告内容を確認のうえ助成額を確定し、助成決定を受けた団体等へ助成金を送金する。

- (2) 助成金は原則として精算払いとする。ただし、自己資金のみでは事業を着手することが困難な場合、様式4-2「令和7年度（令和8年度実施事業）奈良県共同募金助成金交付請求書（一部概算払用）」を本会に提出し、本会がその理由をやむを得ないと認める場合は、助成決定額の2分の1以内の額を概算払いできるものとする。

2 地域助成

(1) 助成申請の受付

- ① 受付窓口 各市町村共募事務局
- ② 受付方法・期間等 各市町村共募が設定する。

(2) 助成申請の審査

助成申請内容の審査方法は各市町村共募が定めるが、審査後の助成内容については必ず運営委員会で承認する。

(3) 助成決定

第5の4の(3)で確定した計画の範囲内で、令和8年3月末までに行う。

(4) 助成金交付及び精算

市町村共募は、予め本会から地域助成額を収受しておき、申請者から提出される交付請求書に基づき、原則金融機関を通じて助成金を交付する。

受配者は、交付済みの助成金に余剰が生じる場合は、その額を原則金融機関を通じて市町村共募に返還する。

なお、市町村共募において余剰金の返還があった場合、原則として、同年度内の既助成決定済事業への追加配分又は新たな助成決定を行う。

しかし、市町村共募において時間的に上記の対応ができない場合、及び余剰金の返還が4月以降となり、やむを得ず地域福祉配分金の執行残が生じた場合は、本会に事前に所定の余剰金再配分計画書を提出したうえで、当該市町村共募の翌年度の助成金の財源とする。

また、やむを得ない事情により、翌年度にも再配分できない場合は、本会に事前に所定の余剰金返還理由書を提出のうえ返還する。本会が緊急配分金積立資産として積み立て、必要に応じ、以後の広域助成の財源として活用する。

第7 助成事業の受配表示等

助成決定を受けた団体等は、別途広域助成要項において定める方法により、受配事業であることを明示すること。

第8 受配事業の管理

1 受配事業の管理

助成金で整備した施設・設備・備品・車両及び事業実施に係る関係書類は、要綱第17条に基づき適正に管理し、管理期間(5年間)内での処分を禁止する。やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、書面による処分申請を行い、広域助成の場合は本会、地域助成の場合は市町村共募の承認を得なければならない。

2 助成を受けた団体等にかかる事項の変更

助成を受けた団体等は、受配事業の管理期間内に、助成を受けた団体等の名称、代表者、所在地等を変更した場合は、速やかに申請先（本会又は市町村共募）へ届け出ること。

第9 その他

1 本会及び市町村共募の連携

地域住民にとって、より身近な助成を行うことができるよう、本会及び市町村共募相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両者で協議して解決するものとする。

特に、市町村共募での助成申請審査が円滑に実施できるよう、本会において臨機に対応できる体制を整えることとする。

2 委任規定

この助成要領に定めるもののほか、共同募金助成に関し必要な事項は別に定めるものとする。